

様式第4（第4条第3項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電 気 通 信 役 務 の 種 類		提供する役務
1	加入電話	
2	総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）	
3	中継電話（国際電話等であるものを除く。）	
4	国際電話等	国際電話
		国際総合デジタル通信サービス
5	公衆電話	
6	携帯電話	三・九一四世代移動通信システムを使用するもの
		三・九一四世代移動通信システムを使用するもの以外のもの
7	PHS	
8	I P 電話	当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの
		当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの
9	衛星移動通信サービス	
10	FMCサービス	
11	インターネット接続サービス	
12	F T T Hアクセスサービス	共同住宅等内にV D S L設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの
		共同住宅等内にV D S L設備その他の電気通信設備を用いるもの
13	D S Lアクセスサービス	
14	F W Aアクセスサービス	
15	C A T Vアクセスサービス	
16	携帯電話・PHSアクセスサービス	
17	三・九一四世代携帯電話アクセスサービス	
18	フレームリレーサービス	
19	A T M交換サービス	
20	公衆無線L A Nアクセスサービス	
21	B W Aアクセスサービス	
22	I P－V P Nサービス	
23	広域イーサネットサービス	
24	衛星アクセスサービス	
25	専用役務	国内電気通信役務であるもの
		国際電気通信役務であるもの
26	L P W Aサービス	
27	上記1から26までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
28	インターネット関連サービス（I P 電話を除く。）	
29	仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの
		PHSに係るもの
		B W Aアクセスサービスに係るもの
30	ドメイン名電気通信役務	第59条の2第1項第1号イに掲げるもの
		第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの
		第59条の2第1項第2号に掲げるもの
31	電報	受付及び配達の実務を行う場合
		受付及び配達の実務を行わない場合
32	上記1から31までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	